

No	問題 1 (No. 72~83)	○×	コメント
72	(踏切有り)この標識がある場所では、一時停止した後、左右を見て電車がきていないことと、警音器がなっていないことを確認して、自転車から降りて押してわたった。 		
73	(学校、幼稚園保育所等あり)このひょうしきがある場所では、自動車は注意して通ってくれるので、道路で遊んでも危険ではない。 		
74	(自転車通行止め)この標識がある場所では、自転車は通行できないので、自転車から降りて押して通行した。 		
75	(自転車専用)この標識がある道路では、普通自転車は、必ずこの道路を走行しなければならない。 		
76	(自転車及び歩行者専用)この標識がある歩道では、普通自転車は、歩道を通行することが出来る。 		
77	(一方通行)この標識と、その下に「自動車・原付」と書いてある補助標識がある場所は、自動車も自転車も矢印の反対方向に進んではいけない。 		
78	(自転車一方通行)この標識がある場所では、自転車は矢印の反対方向に走行してはいけない。 		
79	(一時停止)この標識は、自動車は一時停止するが、自転車は左右に注意して走行すれば、止まらなくても良い。 		
80	(並進可)この標識がある道路では、自転車は3台まで並んで走行することが出来る。 		
81	(自転車横断帯)この標識がある場所では、自転車は必ず自転車横断帯を通行しなければならない。 		
82	(自転車専用通行帯)普通自転車は、この専用通行帯の中では、どちらの方向に走行しても良い。 		
83	(歩行者専用)この標識がある場所では、児童が乗った自転車も自転車から降りて押して歩きましょう。 		